



危険物による災害事故を防止するため、危険物製造所、貯蔵所および取扱所において、現在、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者（免状の交付を受けている方）が消防法で定期的に受講を義務付けられている講習会です。

○講習の詳細等は公益財団法人新潟県危険物安全協会の [ホームページ](#) をご覧ください。

#### ○申し込み方法

集合講習、オンライン講習ともに受講申請書は、消防本部予防課および管内の消防署、分署、出張所で配布しております。お渡しする受講案内に従い、お申し込みください。

※令和6年度から講習手数料が改定されました。

以前に配布していた講習案内、受講申請書は使用できません。

また、**令和6年8月末で新潟県収入証紙の販売が終了**します。

9月1日以降に受講申請を行う方は、**8月30日（金）までに新潟県収入証紙を購入**し受講申請書に貼付するか、9月1日以降に配布を開始する保安講習の受講手数料納付用の「納入通知書」での納付となります。

新潟県収入証紙の使用は令和7年3月末日までです。令和7年4月以降は使用できなくなりますのでご注意ください。



【お問い合わせはこちらへ】

新発田地域広域事務組合消防本部予防課

電話 0254-22-8096

メール [syobouka@shibata-kouiki.jp](mailto:syobouka@shibata-kouiki.jp)